

○条例への要望に関すること

- ・立地規制型の条例を作してほしい。
- ・1つだけでなく、複数の条例を作してほしい。
- ・市が水質検査できる条例にしてほしい。
- ・既設の事業場も条例の対象にするべきだと思う。
- ・スピード感と条例の中身を両立してほしい。
- ・水道だけでなく、地下水にも配慮した条例にしてほしい。
- ・法ではカバーできない部分を市の条例で守ってほしい。
- ・市民が何を望んでいるのかを考えて条例を作してほしい。

○配布資料に関すること

- ・どのような考えで条例の制定を検討しているのか。
- ・保全といっても色々考えられるが、何を目的にしているのか。
- ・市の検討の項目の中で「難しい」と書かれている。すなわち「できない」ということではないと思う。

○他自治体の事例に関すること

- ・禁固刑が規定されている条例がある。
- ・立地規制型の条例を制定し、自治体が裁判で敗訴した場合でも、和解を経て産業廃棄物の最終処分場が設置されていないところがある。
- ・立地規制型の条例があることで抑止力になっているように見える。
- ・埋め立てを許可されていない安定5品目以外の廃棄物が、山積みされている安定型の最終処分場がある。
- ・排出規制型の条例を制定した自治体では、自治体の権限で事業者への処分ができない例がある。

○廃棄物処理法に関すること

- ・廃棄物処理法の趣旨である生活環境の保全と、水源の保全は別のものだと思う。
- ・事例によっては法の基準を上回る規制をかけることは可能ではないか。

○裁判に関すること

- ・立地規制型の条例を制定しても、自治体が行動を起こさなければ、訴訟にはならないと思う。
- ・裁判で負けて市財政に大きな負担を抱えても、水を守れば持ち直していけると思う。

○本郷で設置許可された最終処分場に関すること（進行中の裁判含む）

- ・条例を作っておけば、今後最終処分場が拡張される場合でも対応できるのではないか。
- ・この裁判では、地域住民が裁判費用を出しており、行政が裁判を恐れる、というのは心外である。
- ・行政も議会も一緒に先頭に立って水を守る取り組みに取り組んでもらいたい。

○今後に関すること

- ・市長や副市長にも直接市民の声を届ける場がほしい。
- ・第2回の意見交換会等を行ってほしい。

○その他

- ・国内では放射性汚染土の処分の問題もある。
- ・安定型最終処分場で埋め立てができる安定5品目のみが搬入されているか、搬入時に完全に確認することは不可能と思う。
- ・賠償責任が発生したとき、外国の業者は国内の業者よりずっと責任を負わせることが難しいと思う。
- ・問題を起こした事業者が処理費用を負担できず、自治体が処理費用を負担することになる恐れがある。
- ・悪質な業者が参入しないように、地元の姿勢を見せてほしい。